

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が5人以下

① 所要時間3時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	669単位
(二) <u>区分5</u>	500単位
(三) <u>区分4</u>	347単位
(四) <u>区分3</u>	310単位
(五) <u>区分2以下</u>	283単位

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) <u>区分6</u>	1,288単位
(二) <u>区分5</u>	964単位
(三) <u>区分4</u>	669単位
(四) <u>区分3</u>	599単位
(五) <u>区分2以下</u>	546単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 区分 6	836単位
(二) 区分 5	625単位
(三) 区分 4	434単位
(四) 区分 3	387単位
(五) 区分 2 以下	353単位

③ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 区分 6	1,003単位
(二) 区分 5	750単位
(三) 区分 4	520単位
(四) 区分 3	465単位
(五) 区分 2 以下	423単位

④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 区分 6	1,170単位
(二) 区分 5	875単位
(三) 区分 4	607単位
(四) 区分 3	543単位
(五) 区分 2 以下	495単位

⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 区分 6	1,628単位
(二) 区分 5	1,218単位
(三) 区分 4	845単位
(四) 区分 3	755単位
(五) 区分 2 以下	689単位

⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 区分 6	1,672単位
(二) 区分 5	1,250単位
(三) 区分 4	866単位
(四) 区分 3	775単位
(五) 区分 2 以下	706単位

⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 区分 6	1,147単位
(二) 区分 5	853単位
(三) 区分 4	585単位
(四) 区分 3	524単位
(五) 区分 2 以下	476単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 区分 6	1,108単位
(二) 区分 5	820単位
(三) 区分 4	562単位
(四) 区分 3	496単位
(五) 区分 2 以下	453単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 区分 6	1,052単位
(二) 区分 5	785単位
(三) 区分 4	543単位
(四) 区分 3	487単位
(五) 区分 2 以下	439単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 区分 6	1,039単位
(二) 区分 5	774単位
(三) 区分 4	541単位
(四) 区分 3	484単位
(五) 区分 2 以下	434単位

(一) 区分6	1,733単位
(二) 区分5	1,312単位
(三) 区分4	927単位
(四) 区分3	837単位
(五) 区分2以下	767単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	649単位
(二) 区分5	485単位
(三) 区分4	336単位
(四) 区分3	301単位
(五) 区分2以下	274単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	812単位
(二) 区分5	607単位
(三) 区分4	420単位
(四) 区分3	376単位
(五) 区分2以下	343単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	974単位
(二) 区分5	727単位
(三) 区分4	504単位
(四) 区分3	452単位
(五) 区分2以下	411単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	1,136単位
(二) 区分5	849単位
(三) 区分4	588単位
(四) 区分3	526単位
(五) 区分2以下	480単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	

(一) 区分6	1,580単位
(二) 区分5	1,182単位
(三) 区分4	819単位
(四) 区分3	733単位
(五) 区分2以下	668単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,622単位
(二) 区分5	1,213単位
(三) 区分4	840単位
(四) 区分3	752単位
(五) 区分2以下	685単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,684単位
(二) 区分5	1,274単位
(三) 区分4	901単位
(四) 区分3	814単位
(五) 区分2以下	746単位
(3) 利用定員が11人以上20人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	517単位
(二) 区分5	386単位
(三) 区分4	268単位
(四) 区分3	239単位
(五) 区分2以下	218単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	646単位
(二) 区分5	483単位
(三) 区分4	335単位
(四) 区分3	300単位
(五) 区分2以下	273単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	

(一) 区分6	774単位
(二) 区分5	578単位
(三) 区分4	401単位
(四) 区分3	358単位
(五) 区分2以下	327単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	904単位
(二) 区分5	676単位
(三) 区分4	469単位
(四) 区分3	419単位
(五) 区分2以下	381単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,258単位
(二) 区分5	941単位
(三) 区分4	652単位
(四) 区分3	583単位
(五) 区分2以下	532単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,291単位
(二) 区分5	966単位
(三) 区分4	669単位
(四) 区分3	598単位
(五) 区分2以下	545単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,353単位
(二) 区分5	1,027単位
(三) 区分4	730単位
(四) 区分3	660単位
(五) 区分2以下	607単位
(4) 利用定員が21人以上30人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	

(一) <u>区分6</u>	<u>449単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>333単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>228単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>204単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>185単位</u>
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>575単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>427単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>293単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>262単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>236単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>690単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>512単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>351単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>313単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>284単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>805単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>597単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>409単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>366単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>332単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,120単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>833単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>570単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>510単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>463単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,150単位</u>

(二) 区分5	854単位
(三) 区分4	584単位
(四) 区分3	523単位
(五) 区分2以下	475単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,211単位
(二) 区分5	915単位
(三) 区分4	646単位
(四) 区分3	584単位
(五) 区分2以下	536単位
(5) 利用定員が31人以上40人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	447単位
(二) 区分5	331単位
(三) 区分4	226単位
(四) 区分3	203単位
(五) 区分2以下	184単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	558単位
(二) 区分5	414単位
(三) 区分4	284単位
(四) 区分3	253単位
(五) 区分2以下	229単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	670単位
(二) 区分5	497単位
(三) 区分4	340単位
(四) 区分3	305単位
(五) 区分2以下	277単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	782単位

(二) 区分5	579単位
(三) 区分4	396単位
(四) 区分3	355単位
(五) 区分2以下	322単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,087単位
(二) 区分5	808単位
(三) 区分4	553単位
(四) 区分3	495単位
(五) 区分2以下	450単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,116単位
(二) 区分5	829単位
(三) 区分4	567単位
(四) 区分3	507単位
(五) 区分2以下	461単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,178単位
(二) 区分5	890単位
(三) 区分4	629単位
(四) 区分3	568単位
(五) 区分2以下	522単位
(6) 利用定員が41人以上50人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	445単位
(二) 区分5	328単位
(三) 区分4	224単位
(四) 区分3	198単位
(五) 区分2以下	181単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	555単位

(二) <u>区分5</u>	<u>410単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>281単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>247単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>226単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>666単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>493単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>337単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>297単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>271単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>778単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>574単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>393単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>346単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>316単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,082単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>800単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>547単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>483単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>441単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,110単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>821単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>561単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>495単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>452単位</u>
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,172単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>882単位</u>

(三) 区分4	623単位
(四) 区分3	556単位
(五) 区分2以下	513単位
(7) 利用定員が51人以上60人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	431単位
(二) 区分5	319単位
(三) 区分4	221単位
(四) 区分3	197単位
(五) 区分2以下	178単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	539単位
(二) 区分5	398単位
(三) 区分4	276単位
(四) 区分3	245単位
(五) 区分2以下	222単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	647単位
(二) 区分5	477単位
(三) 区分4	330単位
(四) 区分3	294単位
(五) 区分2以下	266単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	754単位
(二) 区分5	557単位
(三) 区分4	384単位
(四) 区分3	343単位
(五) 区分2以下	310単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,049単位
(二) 区分5	775単位

(三) 区分4	533単位
(四) 区分3	475単位
(五) 区分2以下	429単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,078単位
(二) 区分5	797単位
(三) 区分4	547単位
(四) 区分3	488単位
(五) 区分2以下	442単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,140単位
(二) 区分5	858単位
(三) 区分4	609単位
(四) 区分3	549単位
(五) 区分2以下	503単位
(8) 利用定員が61人以上70人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	421単位
(二) 区分5	314単位
(三) 区分4	219単位
(四) 区分3	195単位
(五) 区分2以下	176単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	527単位
(二) 区分5	393単位
(三) 区分4	274単位
(四) 区分3	243単位
(五) 区分2以下	220単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	633単位
(二) 区分5	472単位

(三) 区分4	327単位
(四) 区分3	291単位
(五) 区分2以下	264単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	738単位
(二) 区分5	550単位
(三) 区分4	381単位
(四) 区分3	339単位
(五) 区分2以下	307単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,026単位
(二) 区分5	764単位
(三) 区分4	530単位
(四) 区分3	471単位
(五) 区分2以下	426単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,054単位
(二) 区分5	786単位
(三) 区分4	544単位
(四) 区分3	484単位
(五) 区分2以下	438単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,115単位
(二) 区分5	847単位
(三) 区分4	605単位
(四) 区分3	545単位
(五) 区分2以下	499単位
(9) 利用定員が71人以上80人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	413単位
(二) 区分5	309単位

③ 区分4	214単位
④ 区分3	191単位
⑤ 区分2以下	173単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
① 区分6	515単位
② 区分5	384単位
③ 区分4	267単位
④ 区分3	237単位
⑤ 区分2以下	215単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
① 区分6	618単位
② 区分5	461単位
③ 区分4	319単位
④ 区分3	285単位
⑤ 区分2以下	257単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
① 区分6	720単位
② 区分5	538単位
③ 区分4	372単位
④ 区分3	331単位
⑤ 区分2以下	300単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
① 区分6	1,000単位
② 区分5	745単位
③ 区分4	516単位
④ 区分3	459単位
⑤ 区分2以下	415単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
① 区分6	1,027単位
② 区分5	766単位
③ 区分4	529単位

(四) 区分3	471単位
(五) 区分2以下	425単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,088単位
(二) 区分5	828単位
(三) 区分4	590単位
(四) 区分3	532単位
(五) 区分2以下	487単位
(10) 利用定員が81人以上	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	408単位
(二) 区分5	306単位
(三) 区分4	211単位
(四) 区分3	189単位
(五) 区分2以下	171単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	510単位
(二) 区分5	381単位
(三) 区分4	264単位
(四) 区分3	235単位
(五) 区分2以下	212単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	611単位
(二) 区分5	456単位
(三) 区分4	315単位
(四) 区分3	283単位
(五) 区分2以下	254単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	713単位
(二) 区分5	532単位
(三) 区分4	367単位

(四) 区分3	329単位
(五) 区分2以下	297単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	991単位
(二) 区分5	739単位
(三) 区分4	510単位
(四) 区分3	457単位
(五) 区分2以下	411単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,017単位
(二) 区分5	759単位
(三) 区分4	523単位
(四) 区分3	470単位
(五) 区分2以下	423単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,078単位
(二) 区分5	821単位
(三) 区分4	584単位
(四) 区分3	531単位
(五) 区分2以下	485単位
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	697単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	859単位
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	697単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	859単位
(削る)	

ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	693単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	854単位
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	693単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	854単位
ニ 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定	

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）、所要時間及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員及び所要時間に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注6に規定する指定生活介護等（注1の5に規定する共生型生活

#### 単位数に100分の94を乗じて得た単位数

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注7に規定する指定生活介護等（注1の2に規定する共生型生活介護を除く。注5におい

介護を除く。注4において同じ。)の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

1の2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第1項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。

1の3 イの(1)及び(2)については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指

て同じ。)の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの(1)の⑦、(2)の⑦、(3)の⑦、(4)の⑦、(5)の⑦、(6)の⑦、(7)の⑦、(8)の⑦、(9)の⑦及び(10)の⑦は算定しない。

1の5・1の6 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注6に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(新設)

1の2・1の3 (略)

2・3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項

(一)・(二) (略)

- (3) 前3月における共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

5 ロ及びハについては、指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第89条第3号に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6・7 (略)

に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)・(二) (略)

- (3) 前3月における指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6 イからハマまでについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号（指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7・8 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

(新設)

9 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

## 2 人員配置体制加算

### イ 人員配置体制加算(I)

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 321単位 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下 | 263単位 |
| (3) 利用定員が61人以上      | 245単位 |

### ロ 人員配置体制加算(II)

(1)~(3) (略)

### ハ 人員配置体制加算(III)

(1)~(3) (略)

### ニ 人員配置体制加算(IV)

(1)~(3) (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4までにおいて同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場あっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

## 2 人員配置体制加算

(新設)

### イ 人員配置体制加算(I)

(1)~(3) (略)

### ロ 人員配置体制加算(II)

(1)~(3) (略)

### ハ 人員配置体制加算(III)

(1)~(3) (略)

(新設)

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につ

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につ

つき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

### 3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1・2 （略）

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) （略）

#### 3の2 常勤看護職員等配置加算

(1) 利用定員が5人以下	32単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位

き所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

### 3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1・2 （略）

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) （略）

#### 3の2 常勤看護職員等配置加算

イ 常勤看護職員等配置加算(I)

(1) 利用定員が20人以下	28単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位

(4) <u>利用定員が21人以上30人以下</u>	<u>24単位</u>
(5) <u>利用定員が31人以上40人以下</u>	<u>19単位</u>
(6) <u>利用定員が41人以上50人以下</u>	<u>15単位</u>
(7) <u>利用定員が51人以上60人以下</u>	<u>11単位</u>
(8) <u>利用定員が61人以上70人以下</u>	<u>10単位</u>
(9) <u>利用定員が71人以上80人以下</u>	<u>8単位</u>
(10) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>6単位</u>

注 看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

(削る)

(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>11単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>8単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>6単位</u>
<u>ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)</u>	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>56単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>38単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>22単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>16単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>12単位</u>
<u>ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)</u>	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>84単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>57単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>33単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>24単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>18単位</u>

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又はハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等

(削る)

(削る)

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の

配置加算(III)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

(新設)

(新設)

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360単位

ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等に

(新設)

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 7単位

(新設)

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生

において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

6 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支

活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。

(新設)

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

(新設)

援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算Ⅲを算定している場合は、加算しない。

7 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

(新設)

8 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

(新設)

9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

(新設)

10 イからハマまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

8・9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サー

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サー

ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録していること。

ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

#### 11 延長支援加算

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) <u>9時間以上10時間未満の場合</u>  | <u>100単位</u> |
| (2) <u>10時間以上11時間未満の場合</u> | <u>200単位</u> |
| (3) <u>11時間以上12時間未満の場合</u> | <u>300単位</u> |
| (4) <u>12時間以上</u>          | <u>400単位</u> |

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。

#### 12 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場

#### 11 延長支援加算

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) <u>延長時間1時間未満の場合</u> | <u>61単位</u> |
| (2) <u>延長時間1時間以上の場合</u> | <u>92単位</u> |
- (新設)  
(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

#### 12 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

合に、片道につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

ロ	利用定員が21人以上30人以下	20単位
ハ	利用定員が31人以上40人以下	18単位
ニ	利用定員が41人以上50人以下	14単位
ホ	利用定員が51人以上60人以下	10単位
へ	利用定員が61人以上70人以下	8単位
ト	利用定員が71人以上80人以下	7単位
チ	利用定員が81人以上	6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位
ホ	利用定員が81人以上	6単位

(新設)  
(新設)  
(新設)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算す

る。

6月に達した者）（過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 入浴支援加算

80単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の4 喀痰吸引等実施加算

30単位

(新設)

注 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であつて<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者<sup>かくたん</sup>が<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の5 栄養スクリーニング加算

5単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。

13の6 栄養改善加算

200単位

(新設)

注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別

的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

13の7 緊急時受入加算

100単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

13の8 集中的支援加算

1,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又

はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

#### 14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）

#### 15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

#### 14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）

#### 15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

#### 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 第7 短期入所

#### 1 短期入所サービス費（1日につき）

##### イ 福祉型短期入所サービス費

##### (1) 福祉型短期入所サービス費(I)

（一）区分6	<u>923単位</u>
（二）区分5	<u>784単位</u>
（三）区分4	<u>648単位</u>
（四）区分3	<u>583単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>509単位</u>

##### (2) 福祉型短期入所サービス費(II)

（一）区分6	<u>602単位</u>
（二）区分5	<u>527単位</u>
（三）区分4	<u>318単位</u>

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

#### 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 第7 短期入所

#### 1 短期入所サービス費（1日につき）

##### イ 福祉型短期入所サービス費

##### (1) 福祉型短期入所サービス費(I)

（一）区分6	<u>903単位</u>
（二）区分5	<u>767単位</u>
（三）区分4	<u>634単位</u>
（四）区分3	<u>570単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>498単位</u>

##### (2) 福祉型短期入所サービス費(II)

（一）区分6	<u>589単位</u>
（二）区分5	<u>516単位</u>
（三）区分4	<u>311単位</u>